

R3.7改訂

認可保育施設への入所・入園申込みをする場合は、
この冊子をよくお読みいただき、内容をご理解の上でお申込みください。

令和3年度
認可保育施設 入所・入園案内



習 志 野 市

こども部 こども保育課

住所 〒275-8601
習志野市鷺沼2-1-1（市庁舎2階）

電話 047（453）5511

FAX 047（453）5512

習志野市ホームページ <http://www.city.narashino.lg.jp/>

目次

※便宜上、「入所・入園」を「入所」と表記しています。

1. 習志野市の保育施設について	P2
1) 認可保育施設について	
2. 給付認定・保育を必要とする事由	P3
3. 入所申込みの流れ	P4～
1) 入所申込受付日程（令和3年4月～令和4年3月）	
2) 入所保留（不承諾）となった場合	
3) 育児休業からの復帰に伴う申込み	
4) 産明け保育（生後57日目～4か月未満児）の申込み	
5) 習志野市以外の保育施設を希望する場合（転出も含む）	
4. 必要書類	P6～
5. 利用調整（入所選考）と結果通知	P8～
1) 利用調整方法	
2) 結果通知	
3) 習志野市保育所等利用調整基準早見表	
4) 基準点及び調整加点の合計が同一となった場合の優先順位	
5) 兄弟姉妹同時申込みの考え方について	
6. マイナンバー確認について	P11
1) 個人番号（マイナンバー）の記載について	
2) 個人番号（マイナンバー）確認書類	
7. 入所後について	P12
1) 保育施設の利用について	
2) 給付認定期間（利用期間）の更新について	
3) 認定要件の確認について	
4) 認定要件の変更	
5) 支給認定証の再発行	
8. 保育施設の利用時間について	P13～
1) 保育必要量の認定	
2) 実際の利用日・時間	
9. 保育料または給食費、その他の費用について	P15～
◎ 0～2歳児クラスの場合	
習志野市保育所保育料徴収基準額表	
◎ 3～5歳児クラスの場合	
10. 保育施設のQ&A	P18～
1) 入所申込みについて	
2) 入所後について	
3) その他	
令和3年度認可保育施設一覧	別紙
習志野市保育施設マップ	別紙

1. 習志野市の保育施設について

保育施設とは、保護者が就労、病気等の事情により児童を家庭で保育できない場合において、「子ども・子育て支援法」および「児童福祉法」に基づき、保護者に代わって保育を行う児童福祉施設です。

保育施設では、児童の健全な心身の発達を促し、豊かな人間性を持った子どもを育成することを目的に、そして、保護者の皆様が安心して預けられるよう児童の保育にあたっています。

◆習志野市の目指す子ども像◆

1. 明るく元気な子ども
2. 友達と仲良く遊べる子ども
3. よく見、よく考えて行動する子ども

1) 認可保育施設について

以下の保育施設の利用を希望する場合、習志野市こども保育課に入所申込みを行い、利用調整（入所選考）を受ける必要があります。

認可保育所（園）対象年齢：0～5歳児

仕事や病気等の事情により児童を家庭で保育できない保護者に代わって、児童をお預かりする施設です。

認定こども園（2・3号認定）対象年齢：0～5歳児

幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、また、一部の施設においては地域における子育て支援の場を設けています。

小規模保育施設対象年齢：0～2歳児

小規模保育施設とは、仕事や病気等の事情により児童を家庭で保育できない保護者に代わって、児童をお預かりする施設です。原則、0歳児～2歳児の児童を対象に、6～19名の定員で保育を行います。

●令和3年度クラス編成●

- ・保育施設では、4月1日の年齢でクラス分けをしています。（令和3年度は下記のとおりです。）
- ・年度の途中で年齢が上がっても、1つ上のクラスに移ることはありません。

クラス年齢	生年月日
0歳児	令和2年4月2日以降
1歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日
2歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日
3歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日
4歳児	平成28年4月2日～平成29年4月1日
5歳児	平成27年4月2日～平成28年4月1日

2. 給付認定・保育を必要とする事由

平成27年4月より、保育施設の利用をご希望の場合は、習志野市から児童の年齢や必要な保育時間に基づき、下記表<支給認定区分表>のとおり「保育の必要性の認定」を受けていただく必要があります。認定の申請は、保育施設の入所申込みと同時にさせていただくことができます。

<支給認定区分表>

対象	支給認定区分	保育必要量	利用できる主な保育施設
満3歳以上	2号（保育認定）	保育標準時間	認可保育所（園） 認定こども園（長時間児）
		保育短時間	
満3歳未満	3号（保育認定）	保育標準時間	認可保育所（園） 認定こども園（長時間児） 地域型保育事業（小規模保育施設）
		保育短時間	

※「保育必要量」について、実際のご利用時間の詳細は14ページをご覧ください。

<保育を必要とする事由（入所申込みの要件）>

保護者のいづれもが、下記の事由に該当し、児童を保育できないと認められる場合に保育施設の入所申込みができます。（集団生活を体験させたいという理由では、申込み対象になりません。）

昼間を原則として、保育にあたれない要件（①～⑧）があること

事由	保育必要量
① 就労	状況に応じて認定
② 出産の前後	保育標準時間
③ 疾病又は障がい	状況に応じて認定
④ 親族の介護・看護	状況に応じて認定
⑤ 被災家庭	保育標準時間
⑥ 求職中（注1）	保育短時間
⑦ 就学	状況に応じて認定
⑧ その他	状況に応じて認定

※希望者が多い場合、ご希望の施設に入所できないこともあります。

※児童が、感染症などで、入所が困難と認められるときは、入所をお断りすることもありますので、ご了承ください。また、入所後も同様の対応となります。

※入所希望期間が1ヶ月未満の申込みはできません。

※申込内容が変更となった場合（保育を必要とする事由の変更、家族構成、児童の健康状況等）は、入所申込の取下げや入所承諾の取消となることがあります。申込内容に変更が生じた場合は、速やかにこども保育課まで届けてください。

（注1）認可外保育施設等を利用するにあたり、『求職中』にて既に給付認定や助成を受けた場合、連続して『求職中』を要件とした入所申込みはできません。（保護者の保育にあたれない要件のため、兄弟姉妹が認定を受けている場合も不可）

→申請に必要となる書類については、6・7ページ「4. 必要書類」をご覧ください。

3. 入所申込みの流れ

申込書類については…

小規模保育施設を除く各認可保育施設・こども保育課にて配布します。（市ホームページからもダウンロードできます。）

1) 入所申込受付日程（令和3年4月～令和4年3月）

令和3年4月入所申込みの変更点	
令和3年4月入所申込みについては、新型コロナウイルス感染症予防のため、 原則郵送受付（申込締切日消印有効） となります。毎年実施している看護師・保育士面談については、 実施いたしません。	
ただし、申込児童が障がい等の手帳を持っている場合、あるいは、申込児童の健康状況等に不安があり、面談を希望される場合は、 事前にこども保育課に電話予約の上、こども保育課窓口にて受付となります。	
※面談希望者の受付日（1次募集）：令和2年11月25日（水）、26日（木）、27日（金）、30日（月）のいずれか	
※2次募集で看護師・保育士面談を希望される場合は、別途日程を調整するため、事前にこども保育課にご連絡ください。	
なお、郵送での申込受付後に、市から看護師・保育士面談を依頼することがありますので、ご承知おきください。	
郵送で入所申込みの受付をした場合の習志野市こども保育課からの連絡及び通知は行っておりません。郵便物の到着確認を希望する場合には、郵便物を簡易書留等の追跡可能な郵送方法で送付してください。なお、習志野市こども保育課に到着確認のお電話をいただいても、すぐにお答えができない場合がありますのでご了承ください。	

	令和3年4月入所 申込受付日程	書類配布・受付場所等
書類配布	令和2年10月21日（水）9：00～16：30 令和2年10月22日（木）9：00～16：30 令和2年10月23日（金）9：00～15：00 令和2年10月26日（月）から	<ul style="list-style-type: none"> 市役所グランドフロア会議室（GF） 各認可保育施設（小規模保育施設を除く） 市ホームページ こども保育課窓口 各認可保育施設（小規模保育施設を除く） 市ホームページ
1次募集	令和2年11月10日（火）から 令和2年12月16日（水）まで（当日消印有効） （注意）申込締切日の翌日以降の消印の申込みについては、2次募集として利用調整をいたします。	こども保育課 原則郵送にて受付 （窓口受付は事前予約が必須）
不足書類提出期限 令和2年12月28日（月）まで（当日消印有効）		提出先：こども保育課 （原則郵送）
2次募集	令和2年12月17日（木）から 令和3年1月29日（金）まで（当日消印有効） （1次募集で定員に満たなかった入所枠について選考します。） ※1次募集で申込みをした方の要件書類等の変更または追加の提出についても同日の締切となります。	こども保育課 原則郵送にて受付 ※1次選考にて入所保留（不承諾）となった方は、もれなく2次選考を行います。 ※1次選考にて入所保留（不承諾）となった方については、1次選考結果通知時に希望施設の変更についてお伺いします。
結果	1次：令和3年2月上旬～中旬頃 2次：令和3年3月上旬	郵送にて選考結果を通知します。
入所説明会	1次：令和3年2月下旬以降 2次：令和3年3月中旬以降	日程は選考結果に併せて通知します。

	令和3年5月～令和4年3月入所 申込受付日程	受付場所等
募集	入所希望月の前々月6日～前月5日までの間 （ただし市役所が休みの場合は前開庁日まで） 例）5月入所希望⇒3月8日（月）～4月5日（月）までの申込み 6月入所希望⇒4月6日（火）～4月30日（金）までの申込み	こども保育課窓口 ※原則、郵送受付不可
結果	入所希望月の前月15日～20日頃	郵送にて選考結果を通知します。 ※入所が内定した方には、事前に電話でご連絡する場合があります。
入所面接	内定先の保育施設で面接を行い、集団保育可能と認められた場合、翌月1日より入所となります。	各認可保育施設

2) 入所保留（不承諾）となった場合

入所保留（不承諾）通知書は、年度内の初回申込み月のみ送付します。毎月分の通知書が必要な場合は、提出書類確認票にご記入ください。

申込期間	申込有効期間	備考
令和3年4月～令和4年3月の間 に入所希望をした場合	3月まで継続して選考を行います。 (年度内有効)	希望施設や申込内容等に変更がある場合は、 指定の様式で届出してください。

3) 育児休業からの復帰に伴う申込み

育児休業から復職される方は、入所月の翌月10日までに復職していただくことを条件に、入所の申込みをすることができます。

(例) 5月10日までに復職する場合：4月入所分からの申込みが可能。

(例) 5月11日以降に復職する場合：5月入所分からの申込みが可能。

※保育施設入所後、入所した月の翌月末までに、復職後の就労証明書を取得し、こども保育課まで提出していただきます。

※入所月の翌月10日までに復職しなかった場合や、復職せずに別の職場へ転職した場合等は、保育施設の入所承諾決定の取り消し、または保育実施の解除（退所）となります。

※入所申込書の裏面⑦「保護者が育児休業中である場合の利用調整（入所選考）について」の項目を必ずご記入ください。

※「令和3年4月の入所利用調整において、希望する保育所等に入所ができない場合は、育児休業の延長も許容できる」方の利用調整は2次選考からとなります。

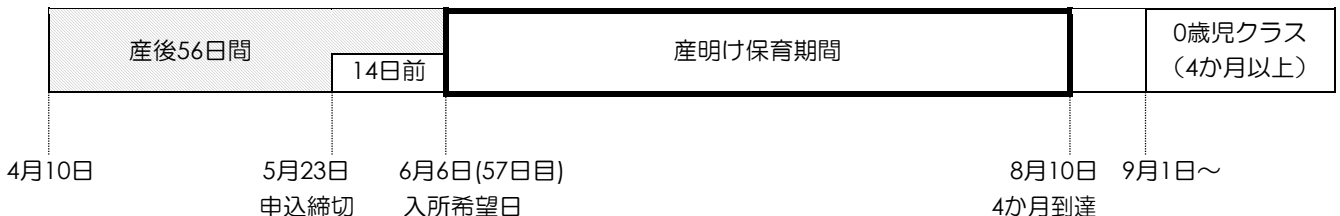
4) 産明け保育（生後57日目～4か月未満児）の申込み

産明け保育（生後57日目～4か月未満児）は、保護者の仕事や疾病等の理由から出産後緊急に保育を要する場合の入所枠となります。申込み期間は、出産後から入所希望日の14日前までです。なお、求職中では申込みできません。

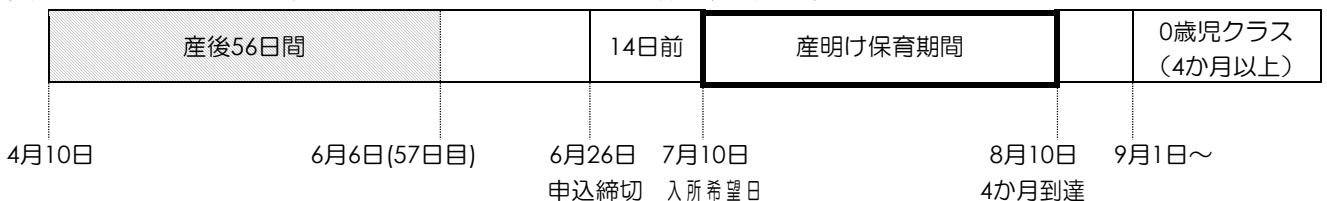
注意点)

- ① 育児休業からの復帰に伴う申込みの場合、原則入所後7日以内に復職していただくことが条件となります。
- ② 4か月未満児の利用時間は、最大、午前8時30分～午後5時00分までとなります。(午後4時30分以降は保育標準時間認定を受けた方のみ)
- ③ 保育施設入所承諾後、医師が記入した入所時健康診断書をご用意いただきます。

例) 4月10日が誕生日で生後57日目である6月6日からの入所を希望する場合



例) 4月10日が誕生日で生後3か月目である7月10日からの入所を希望する場合



5) 習志野市以外の保育施設を希望する場合（転出も含む）

習志野市以外の保育施設を希望する場合の入所申込みの受付場所は習志野市こども保育課の窓口になります。入所を希望する保育所等を管轄する市区町村へ郵送するため、申込締切日の1週間前を目安にご提出ください。

【①市外に転出の予定がない場合】

- ・習志野市様式の申込書類をご用意ください。(6, 7ページに記載の必要書類)
- ・市区町村によって、受付の制限がある場合や別途書類が必要な場合があります。事前に希望園を管轄する市区町村にお問い合わせください。

【②市外に転出の予定がある場合】

- ・習志野市様式の管外保育所入所希望申立書
- ・その他の必要書類等については、事前に希望園を管轄する市区町村にお問い合わせください。

※提出書類に不備や不足があると、申込先の利用調整（選考）で不利になる場合や申込みができない場合があります。

4. 必要書類

新規入所申込（こども保育課窓口での受付）の際は…

下記の必要書類の他、母子手帳・窓口に来られる保護者の身元確認書類（免許証・健康保険証等）・マイナンバー確認書類をお持ちの上、児童同伴でこども保育課へお越しください。ただし、令和3年4月入所申込は原則郵送受付となります。詳しくは4ページをご覧ください。各種証明書の証明内容については、発行元に問い合わせる場合がありますので、ご了承ください。

◆の書類は、原則、習志野市こども保育課指定の様式。兄弟姉妹併用可の欄に◎のある書類は、兄弟姉妹で併用可。

		必要な書類		✓欄	兄弟姉妹併用可		
全ての方が必要な書類	1	◆教育・保育給付認定・変更認定申請書（2号・3号認定用）兼保育所等入所申込書		<input type="checkbox"/>			
	2	◆健康状況調査票		<input type="checkbox"/>			
	3	◆状況調査票		<input type="checkbox"/>			
	4	◆同意書（兄弟姉妹同時申込みの場合に限り、児童氏名連名可）		<input type="checkbox"/>	◎		
	5	◆提出書類確認票		<input type="checkbox"/>			
	6	保護者全員分の身元確認書類の写し （運転免許証・パスポート・健康保険証※1・マイナンバーカード 等）		父 <input type="checkbox"/>	母 <input type="checkbox"/>	◎	
①～④いずれか	マイナンバー確認書類の写し（保護者全員分）		父	母	◎		
	7	①マイナンバーカード（両面）※2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		②個人番号の通知カード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		③個人番号記載の住民票の写し又は住民票記載事項証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		④上記①～③の確認書類の提出が困難である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
父母ともに、いずれか1つ以上	8	児童を家庭で保育できないこと等を証明する各種証明書（保護者全員分）		父	母	◎	
	①	就労	会社勤め（被雇用者）	◆就労証明書	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
			自営業	1. ◆就労証明書 2. 自営業の実績確認ができる資料 …確定申告書(写)、個人事業の開業届出書(写)、 商業・法人登記履歴事項全部証明書(写) 等	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
			内職	1. ◆就労証明書 2. 契約書の写し	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
			育児休業 （入所後翌月10日までに復職）	1. ◆就労証明書 2. ◆育児休業後復職誓約書	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	②	出産前後		出産（予定）児の母子手帳の写し （出産（予定）日のページの写し）	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	③	疾病又は障がい		◆医師の診断書 障害者手帳等※3の写し いずれか一つ	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	④	親族の介護・看護		◆介護を受ける親族の診断書 障害者手帳等※3の写し いずれか一つ	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	⑤	被災家庭		罹災証明書等	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	⑥	求職活動中	採用内定有りの場合	◆就労証明書 ※4	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
			採用内定無しの場合	書類の提出は必要ありません。 ※4	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
⑦	就学		1.在学証明書（学生証等）または合格通知書の写し 2.カリキュラムの写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

※1 写しを取った後、保険者（被保険者）等番号及び記号・番号は黒塗りしてください。

※2 身元確認書類でマイナンバーカードを提出した場合は、省略可。

※3 身体障害者手帳1～4級の写し、精神障害者保健福祉手帳1～3級の写し、療育手帳A・B-1・B-2の写し

※4 就労開始後、改めて就労証明書の提出が必要。

<申込書類等の注意点>

- ・ 育児休業からの復帰に伴う申込みの方は、就労証明書に記載された育児休業の終了日（または延長可能時期）の翌月入所分利用調整まで加点の対象となります。育児休業をさらに延長する場合は延長後の期間の記載された就労証明書、育児休業より復帰し認可外保育施設等を利用する場合は保育施設等利用証明書をご提出ください。
- ・ 書類の提出がない場合、利用調整（入所選考）上、不利になることがあります。また、提出した書類について、状況に変更があった場合は、変更後の書類を提出していただく必要があります。
- ・ 勤務先が複数ある場合は、それぞれの勤務先について就労証明書をご提出ください。
- ・ 自営業の実績が確認できる書類の提出がなく実績が確認できない場合は、内定扱いまたは求職活動中として利用調整を行う可能性があります。

＜状況によって必要な書類＞

状況によって必要な書類		✓欄	兄弟姉妹併用可	
18歳以上65歳未満の同居親族がいる場合 ※昭和31年4月2日～平成14年4月1日生まれの方が対象	◆同居親族が児童を保育することができないことを証明する各種証明書（表面8、保護者と同様の様式）	<input type="checkbox"/>	◎	
認可外保育施設・職場内託児所を月16日以上、1日4時間以上利用している場合	◆保育施設等利用証明書	<input type="checkbox"/>	/	
幼稚園の預かり保育を月16日以上利用している場合	◆保育施設等利用証明書	<input type="checkbox"/>		
ベビーシッターを月16日以上、1日4時間以上利用している場合	1. ◆保育施設等利用証明書 2. 直近ひと月分の領収書	<input type="checkbox"/>	/	
ファミリーサポートを月16日以上利用している場合	援助活動報告書（直近ひと月分）	<input type="checkbox"/>		
ひとり親家庭の場合	戸籍謄本 または 離婚受理証明書（後戸籍謄本の提出が必要）	<input type="checkbox"/>	◎	
市内の認可保育施設で保育士・保育教諭・幼稚園教諭・看護師・支援員として勤務する場合 （月20日以上かつ1日7時間以上）	1. ◆習志野市保育士等就労に関する誓約書 2. 保育士証・幼稚園教諭免許状・看護師免許証の写し（こども園の場合は保育士証及び幼稚園教諭免許状の写しが必要）	<input type="checkbox"/>	◎	
申込児童が障害者手帳等を持っている場合	障害者手帳等（表面※3）の写し	<input type="checkbox"/>	◎	
同居世帯に申込児童以外の障がい者（児）がいる場合	障害者手帳等の写し	<input type="checkbox"/>	◎	
児童の兄弟が幼稚園等に通園している場合	在園証明書	<input type="checkbox"/>	◎	
生活保護を受給している場合	生活保護受給証明書	<input type="checkbox"/>	◎	
転入に伴い、本市の保育施設を希望する場合	1. ◆転入手続きに関する誓約書 2. 不動産契約書の写し（住所・引渡日記載のもの）	<input type="checkbox"/>	◎	
保護者が解雇・倒産により離職し求職中（内定含む）の状況で、離職日の属する月の翌月から2か月以内の場合	解雇通知、離職票等、失業理由を確認できる証明書	<input type="checkbox"/>	◎	
市外の保育施設を希望する場合（転出も含む）	1. ◆管外保育所入所希望申立書 2. その他申込み先の市区町村が定める書類	<input type="checkbox"/>	/	
保護者やお子様が外国籍の方	在留カード（表裏写し）、特別永住者証明書、資格外活動許可証（写し） いずれか一つ	父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/>		

保護者の状況	必要な証明書		父	母	兄弟姉妹併用可
	入所期間	必要な証明書			
各申込締切日時点で習志野市外に在住の方	令和3年4月～8月入所	令和2年度市区町村民税（非）課税証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	◎
	令和3年9月～令和4年3月入所	令和3年度市区町村民税（非）課税証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
住民税の未申告等やご家庭等の特別な事情がある方で税額の確認ができない方	令和3年4月～8月入所	税申告をした上で、 令和2年度市区町村民税（非）課税証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	◎
	令和3年9月～令和4年3月入所	税申告をした上で、 令和3年度市区町村民税（非）課税証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
国内に住民票がない期間があったことから税額の確認ができない方 ※ご不明な方は、お問い合わせください。	令和3年4月～8月入所	・勤務先で発行する源泉徴収票 または ・勤務先で発行する収入証明書等 ※平成31年1月1日～令和元年12月31日の期間の証明	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	◎
	令和3年9月～令和4年3月入所	・勤務先で発行する源泉徴収票 または ・勤務先で発行する収入証明書等 ※令和2年1月1日～令和2年12月31日の期間の証明	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

※申込書に記載のある住所にて市民税所得割額の確認をするため、住所の記載漏れや記載誤り等により確認ができなかった場合は（非）課税証明書の提出が必要となることもありますのでご注意ください。

※住民税の未申告により市民税所得割額が確認できない場合や（非）課税証明書の提出が必要な方にも関わらず未提出の場合には、利用調整において不利となることがあります。

※生活保護を受けている世帯は、税申告および市区町村民税の証明書の提出は必要ありません。

5. 利用調整（入所選考）と結果通知

1) 利用調整方法

保育の必要性の度合を総合的に判断し、利用調整を行い入所承諾します。
なお、選考にあたっては、下記のとおり、家庭ごとに保育の必要性の度合を指数化します。

1. 保護者の状況点

提出された書類をもとに、保護者の就労状況や病気・心身の障がいの程度、家庭状況等を確認し、保護者それぞれの保育の必要性の度合を指数化し、合算します。（この合算した数値が、家庭の基準点となります。）

2. 調整加点

申込み時の①児童の状況、②兄弟申込、③転所、④その他の状況に応じて、調整の加算・減算をします。
※原則証明書等により状況が確認できる場合のみ加点となります。

「1. 基準点」と「2. 調整加点」の合計指数が高い方から順に、希望保育施設への利用調整を行います。

→指数の基準については、9ページの 3) 習志野市保育所利用調整基準早見表をご覧ください。

→利用調整については、18ページの「10. 保育所のQ&A 1) 入所申込みについて」もご参照ください。

2) 結果通知

<入所承諾となった場合>

入所承諾者への結果通知は令和3年4月入所申込みは1次・2次ともに郵送にて通知します。
令和3年5月～令和4年3月入所申込みは入所希望月の前月15日～20日頃に電話連絡及び郵送にて通知します。
※入所承諾後、「保育を必要とする事由（入所申込みの要件）」が申込み時と異なっている場合や、内容等に虚偽があった場合には、原則入所承諾を取り消します。

<入所保留（不承諾）となった場合>

入所保留（不承諾）者への結果通知は、すべて郵送となります。
また、利用調整の結果、入所保留（不承諾）となる場合の結果通知は、年度内の初回申込み月のみ送付します。
※毎月分の結果通知が必要な場合は、提出書類確認票にご記入ください。

<申込みの有効期間>

入所申込みは年度内有効となります。入所申込書（裏面）⑦1. ①翌月以降も申込みを継続するに☑をした場合には、入所内定となるまでは毎月継続して利用調整を行います。
なお、保護者に保育にあたれない要件がなくなった場合には、自動的に申込み取下げとなり、市から申込み取下げの旨の連絡は致しませんので、ご承知おきください。

<申込内容に変更が生じた場合>

申込み内容に変更が生じた場合は、変更内容について指定の様式で届出が必要となります。
※入所承諾後、保育を必要とする事由（入所申込みの要件）等が申込み時と異なっている場合、入所承諾を取り消すことがあります。

3) 習志野市保育所等利用調整基準早見表

令和3年度入所希望用

1. 基準点 (父母それぞれの点数を合算する。)

項目		指数	
居宅外 就労 (内定含む)	勤務日数 月20日 以上	1日8時間以上の就労	25
		1日7時間以上の就労	23
		1日6時間以上の就労	21
		1日5時間以上の就労	19
		1日4時間以上の就労	17
	勤務日数 月16日 以上	1日8時間以上の就労	21
		1日7時間以上の就労	19
		1日6時間以上の就労	17
		1日5時間以上の就労	15
		1日4時間以上の就労	13
	上記以外で月64時間以上の就労		11
居宅内 就労 (内定含む)	勤務日数 月20日 以上	1日8時間以上の就労	23
		1日7時間以上の就労	21
		1日6時間以上の就労	19
		1日5時間以上の就労	17
		1日4時間以上の就労	15
	勤務日数 月16日 以上	1日8時間以上の就労	19
		1日7時間以上の就労	17
		1日6時間以上の就労	15
		1日5時間以上の就労	13
		1日4時間以上の就労	11
	上記以外で月64時間以上の就労、内職		9
出産前後	出産予定月の前々月から出産後57日目の月末まで	23	
疾病・障がい	入院 (1ヵ月以上)	25	
	就床安静を要する場合 (要診断書)	25	
	介護・付添いが必要である場合 (要診断書)	23	
	家事・身辺処理程度はできる場合 (要診断書)	19	
	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、 精神障害者保健福祉手帳1級	25	
	療育手帳B-1、精神障害者保健福祉手帳2級	23	
親族の 介護・看護	身体障害者手帳3・4級、療育手帳B-2、 精神障害者保健福祉手帳3級	19	
	就床安静を要する親族の介護・看護 (要診断書)	23	
	介護・付添いが必要である親族の介護・看護 (要診断書)	19	
	家事・身辺処理程度はできる親族の介護・看護 (要診断書)	13	
	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の 交付を受けている親族の介護・看護	23	
	療育手帳B-1、精神障害者保健福祉手帳2級の 交付を受けている親族の介護・看護	19	
災害復旧	被災家庭 (罹災証明書等)	25	
	就学・就労に係る技能取得等 (週5日以上かつ40時間以上の通学)	21	
就学	就学・就労に係る技能取得等 (週4日以上かつ30時間以上の通学)	17	
	就学・就労に係る技能取得等 (週3日以上かつ20時間以上の通学)	13	
	就学・就労に係る技能取得等 (月64時間以上)	11	
	上記就学以外の予備校等	9	
その他	死亡・失踪・離婚 (調停中含む)・未婚・拘禁・DV等 (要証明書)	25	
	求職中 (認可保育所等への入所後、60日以内に就労を開始する)	0	
	育児休業中 (継続利用に限る) ※転所者であり弟妹の新規申込がない場合	0	

2. 調整加点

項目		指数
① 児童 の 状況	産後休暇・育児休業から復帰する保護者が保育 (要誓約書)	2
	市外の認可保育所等入所中 (転入予定の場合)	2
	認可外保育施設・職場内託児所・ベビーシッターを月16日以上かつ1日4時間以上 を契約して利用 (要証明書)	2
	幼稚園の預かり保育・ファミリーサポートセンターを月16日以上利用 (要証明書)	1
	市内認可保育所等入所中 (転所申込者)	0
② 兄弟 申込	兄弟姉妹が既に市内認可保育所等に入所しており、入所希望月以降も継続して入所 している場合 (転所申込の場合を除く)	2
	兄弟姉妹が同時に市内認可保育所等に申込している場合 (転所申込の場合を除く)	1
	多胎児が同時に市内認可保育所等に申込している場合 (転所申込の場合を除く)	1
③ 転 所	兄弟姉妹が別々の認可保育所等に入所中の場合	2
	居住中学校区内の認可保育所等入所中で他の認可保育所等への転所申込している場 合 (兄弟が別々の認可保育所等に入所中の場合は除く)	Δ2
④ そ の 他	市外の認可保育所等入所中 (転入予定の場合を除く) の場合	1
	児童福祉法第25条の8第3号又は第26条第1項4号に基づく通知を受けた児童など 児童福祉の観点から特に保育の必要性が高いと認められる児童	最優先
	緊急性/主たる保護者が保育できなくなった場合	20
	認可外保育施設の保育を経常 (6ヵ月以上の利用かつ月16日4時間以上の契約) 利 用している場合、当該施設が廃止されることにより、保育を受けることが出来なく なることに伴う入所の申込み。ただし、廃止される月の翌月に限る	10
	保育士資格・幼稚園教諭免許又は看護師資格を有し、市内の認可保育所・認定こども 園・地域型保育事業所・幼稚園で保育士・保育教諭・幼稚園教諭・看護師・支援員とし て月20日以上1日7時間以上勤務 (内定含む) する場合 (誓約書等の提出要・転所申込 の場合除く・父母ともに該当する場合は一方のみ加点)	15
	ひとり親家庭、またはDVによる別居等 (要証明書)	5
	申込児童が「1.基準点」の疾病・障がいに当たる障害者手帳又は療育手帳等を有す る場合 (要証明書)	1
	15歳未満の児童が3人以上いる場合	1
	自己の責めに帰すべき事由によらない解雇や倒産などで離職し求職中 (内定含む) の場合 (離職 日の属する月の翌月から2ヵ月間に限る、要証明書)	3
	生活保護世帯 (要証明書)	1
単身赴任 (勤務地が関東圏外又は自宅より片道2時間以上の距離の場合であり、な おかつ、単身赴任の旨が就労証明書に明記されている場合に限る)	1	
保護者以外の同居の18歳以上65歳未満の親族が保育可能と認められる場合 (書類 未提出含む)	Δ1	
施設の利用の内定 (承諾) を辞退し、再度、認可保育所等 (辞退した施設を含む) の利 用申込み (利用予定の年度内、辞退後に最初に施設を利用するまで)	Δ5	

3. 4月入所申込限りの調整加点 (2. 調整点と重複加点)

転所	認可保育所等からの転所申込	3
----	---------------	---

備考1 (入所選考 (利用調整) について)

①	1、2 (4月審査においては3を含む) を合算した点数をもって、審査を行う。
②	転所申込者が転所することにより指数が高い入所申込者が入所できる場合は、上記の指数に よらず転所できるものとする。
③	既存の認可外保育施設が認可保育所等へ移行する場合は、上記の表によらず移行時に当該認 可外保育施設に在園している児童は移行先についてのみ最優先とする。
④	市外居住児童の申込 (転入予定の場合を除く) についての利用調整は、本市に住所を有する 児童についての利用調整の後に行う。なお、求職活動中の保護者の申込みについては、利用調 整を行わないこととする。
⑤	「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」者の入所選考に ついては、市外居住児童の利用調整後に行うものとする。
⑥	4月における選考において、次の児童は上記によらず先に選考する。 2歳児までの保育所・(市内) 小規模保育事業所の修了児童の進級施設への転所審査 (受託含む)。 ただし、進級先施設への転所希望が競合した場合は、進級先施設に兄弟姉妹が入所中の児童を先に 選考し、次にその他の児童の選考を行う。また、それぞれで競合した場合には、①の方法で選考す る。なお、受託児童は市民の選考を全て終了後に行う。

備考2 (点数付け等について)

①	「認可保育所等」とは、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業を指す。
②	令和3年度利用調整においては、令和3年4月1日時点の年齢を基準として審査する。
③	保護者の基準点において、複数の要件に該当する場合は、最も高い区分の点数を適用する。
④	勤務時間は、契約時間とし休憩時間を含む。
⑤	自営業において現在の営業状況が確認できない場合、居宅外労働・居宅内労働の該当区分から 2点を減ずる。
⑥	調整加点の①の区分はいずれか1つのみ加点とする。調整加点の②、③、④の各項目につい ては複数該当する。
⑦	転所申込の中学校区のうち第七中学校区については、谷津南小学校区 (谷津3丁目1番) と秋津 小・香澄小学校区で2つに分け、それぞれ別の中学校区として取り扱う。

4) 基準点及び調整加点の合計が同一となった場合の優先順位

1	辞退歴がないもの（年度内に限る）
2	ひとり親家庭（死亡・失踪・離婚（調停中含む）・未婚・拘禁・DV等）
3	当該保育所等に兄弟姉妹が入所中のもの
4	令和2年4月以降の待機期間が長い児童（転所等申込除く）
5	基準点の合算がより高いもの
6	15歳未満の児童が多い世帯
7	保育料算定に用いる世帯の市区町村民税所得割額の合計がより低い世帯
8	保護者が過去に6か月以上の保育料の滞納がないもの（分納誓約者及び納付済者は除く）

5) 兄弟姉妹同時申込みの考え方について

例)4月入所申込みで「ナラシド」と「きらっと」が兄弟姉妹同時申込みをする場合

保育所の入所希望		第1希望	第2希望
	ナラシド	A保育所	B保育所
	きらっと	A保育所	B保育所

①同じ月に同じ保育所の入所(転所)のみを希望する。

	第1希望	入所可否	第2希望	入所可否	結果
ナラシド	A保育所	可	B保育所	可	B保育所に承諾
きらっと	A保育所	不可	B保育所	可	B保育所に承諾

	第1希望	入所可否	第2希望	入所可否	結果
ナラシド	A保育所	可	B保育所	不可	不承諾
きらっと	A保育所	不可	B保育所	可	不承諾

②同じ月に入所できれば、別々の保育所でも入所を希望する。

	第1希望	入所可否	第2希望	入所可否	結果
ナラシド	A保育所	可	B保育所	不可	A保育所に承諾
きらっと	A保育所	不可	B保育所	可	B保育所に承諾

	第1希望	入所可否	第2希望	入所可否	結果
ナラシド	A保育所	可	B保育所	不可	不承諾
きらっと	A保育所	不可	B保育所	不可	不承諾

③1人だけでも入所を希望する。

	第1希望	入所可否	第2希望	入所可否	結果
ナラシド	A保育所	可	B保育所	不可	A保育所に承諾
きらっと	A保育所	不可	B保育所	不可	不承諾

(②、③を選択した場合)希望順位が下位でも良いので、同じ保育所を優先する。

	第1希望	入所可否	第2希望	入所可否	結果
ナラシド	A保育所	可	B保育所	可	B保育所に承諾
きらっと	A保育所	不可	B保育所	可	B保育所に承諾

(②、③を選択した場合)別々の保育所となっても良いので、それぞれの希望順位を優先する。

	第1希望	入所可否	第2希望	入所可否	結果
ナラシド	A保育所	可	B保育所	可	A保育所に承諾
きらっと	A保育所	不可	B保育所	可	B保育所に承諾

6. マイナンバー確認について

1) 個人番号（マイナンバー）の記載について

子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、保育施設の入所申込み手続きにおいて個人番号（マイナンバー）の記載及び個人番号カードもしくは通知カードにてマイナンバーの提供が必要になります。

<記載が必要な方>

- 入所を希望する児童及び生計を同一にする世帯員全員

<申込時にマイナンバー確認書類の提出が必要な方>

- 入所を希望する児童の保護者（郵送の場合、父母ともに必要。窓口受付の場合、窓口に来られる保護者のみ必要。）

<マイナンバー確認書類>

入所申込みの際は、マイナンバー及び身元確認を行います。

下記の必要書類（①から③）をご提出ください。

2) 個人番号（マイナンバー）確認書類

<写真付きの個人番号（マイナンバー）カードを作っている方は次の1点のみをご用意ください。>

① 個人番号（マイナンバー）カード（郵送の場合は、写し） ※表裏面

<写真付きの個人番号（マイナンバー）カードを作っていない方は次の②もしくは③と身元確認書類（AもしくはB）の両方をご用意ください。>

個人番号確認書類（以下の書類のいずれか1点）（郵送の場合は、写し）
※正しいマイナンバーであることの確認

- ② 個人番号の通知カード ※住所変更等の裏面記載がある場合は、表裏面
- ③ 個人番号記載の住民票の写し又は住民票記載事項証明書 ※保護者全員分

※個人番号の通知カードの発行は、令和2年5月25日に廃止されました。5月25日以降に住所、氏名等に変更がある場合は、個人番号を証明する書類として使用することができません。

※上記①～③の個人番号確認書類の提出が困難な場合は、提出書類確認票にその旨チェックをお願いします。

+

身元確認書類（AもしくはB）（郵送の場合は、写し）
※マイナンバーの正しい持ち主であることの確認

A.顔写真付きの身分証明書をお持ちの方
（以下の書類から1点）

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・療育手帳
- ・在留カード又は特別永住者証明書
- ・その他官公署発行の写真付き身分証明書等で氏名、生年月日および住所の記載があるもの

B.顔写真付きの身分証明書をお持ちでない方
（以下の書類から2点）

- ・公的医療保険の被保険者証※1
- ・年金手帳
- ・児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書
- ・介護保険被保険者証
- ・その他の官公署等からの発行書類で氏名、生年月日および住所の記載があるもの

すべての確認書類について、住所変更等の裏面記載がある場合は表裏面の写しをご用意ください。

※1 写しを取った後、保険者（被保険者）等番号及び記号・番号は黒塗りしてください。



7. 入所後について

1) 保育施設の利用について

<入所日について>

入所日は原則毎月1日です。入所日前の慣らし保育は行っていません。

<利用期間>

保育施設の利用期間は、保護者が保育を必要とする期間（給付認定期間）で、最長で小学校就学前までです。（市外へ転出した場合は、本市に住民登録のあった月の末日まで。）

また、**開所日数の半分以上の利用が必要となります。**

<利用解除・停止>

実態調査等により、入所申込書類の内容に偽りが判明した時は、入所承諾決定後であっても、入所承諾決定の取り消し、または保育実施の解除（退所）となることや、保育料が変更となる場合があります。

入所後においても、疾病その他の事由により他の児童に影響を及ぼす恐れがある時、保育を必要としなくなった時、その他長期にわたり通所しない時等、入所継続が不相当と認められる場合は、保育実施の解除（退所）もしくは、停止することがあります。**なお、里帰り出産に伴う休園は原則、最長2ヶ月とし、保育料は発生します。**

児童が疾病により長期にわたり（同月内で連続して10日以上）保育施設を欠席する場合、その月の保育料が減免になる場合があります。詳しくは各保育施設またはこども保育課へお問い合わせください。

<転所>

入所後に他の保育施設への転所を希望する場合は、「転所申込書」を各月の申込締切日までにこども保育課にご提出ください。

- ・転所申込みは、取下届の提出がない限り、毎月継続して利用調整を行います。
- ・転所が決定した場合、利用中の施設に新たな入所者をご案内するため、**決定後の転所取消しはできません。**転所については十分にご検討の上、お申込みください。なお、転所申込みを取り下げる場合は、早急にこども保育課までご連絡ください。

<退所>

習志野市外へ転出する際や、保育を必要とする事由がなくなった場合等は、早急に利用施設にご連絡いただき、「退所届」をご提出ください。

※市外転出後も入所中の保育施設の継続利用を希望される場合には、届出前に必ず転出先の市区町村にご連絡の上、継続利用が可能かご確認ください。

2) 給付認定期間（利用期間）の更新について

支給認定証の認定期間（利用期間）は、申請時に提出された要件書類（6ページの「児童を家庭で保育できないこと等を証明する各種証明書」）に基づいて設定します。

保育施設の入所を継続する場合は、給付認定期間の更新のため、要件書類等の提出が必要となります。

就労内定後に就労を開始した場合や、雇用期間の更新時、育児休業からの復職後等に要件書類の提出が必要です。

3) 認定要件の確認について

年に1回、認定要件を満たしているかの確認のため、「現況届」を提出していただきます。提出時期については、利用施設またはこども保育課よりご案内します。

4) 認定要件の変更

入所後に、就労状況や家庭状況に変動があった場合は、「給付認定変更届」と必要に応じて変更後の要件書類を提出してください。

詳しくは、承諾通知書とともに送付する「家庭状況等変更に伴う提出書類について」をご覧ください。

5) 支給認定証の再発行

配付された支給認定証を破損・紛失してしまった場合は、再発行しますので、「支給認定証再交付申請書」を提出してください。

8. 保育施設の利用時間について

1) 保育必要量の認定

保育の必要性の認定を受けた方については、保育必要量に応じて利用できる保育時間が変わります。保育必要量は、下記の2区分です。

保育必要量	利用できる保育時間
保育標準時間認定	1日最大11時間利用可能
保育短時間認定	1日最大8時間利用可能

※ 保育標準時間認定を受けた方は、基本保育時間（8時間）の利用では送迎が困難な場合、時間外保育をご利用になれます。詳細は下記および次ページをご覧ください。

※ 児童の月齢や健康・発達状況によっては、保育標準時間の認定を受けた場合でも、保育短時間と同等のご利用をお願いする場合があります。

保育標準時間認定の場合であっても、保護者が必要とする時間内での保育となります。

2) 実際の利用日・時間

<開所日>

月曜日～土曜日（日曜日、祝日、1月2日～3日および12月29日～31日は休所日）

※第一くるみ幼稚園及び（仮称）習志野みのり幼稚園は幼稚園型認定こども園のため、土曜日も休所日です。

<基本保育時間>

基本保育時間は、原則1日8時間となります。

<保育短時間認定を受けた方の利用時間について>

保育短時間認定を受けた方は、原則として、基本保育時間内での保育・送迎となります。

就労等の条件が変わったこと等により基本保育時間内の送迎が困難となった場合には、認定区分を「保育標準時間認定」に変更するため変更後の要件書類および「給付認定変更届」をご提出ください。

<時間外保育>

保育標準時間認定を受けた方で基本保育時間内の送迎が困難な方のために、次のア～ウのような事由の場合は時間外保育を実施しています。

必要な方は入所承諾決定後、利用施設に「時間外保育申込書」を提出してください。なお、保護者の勤務状況を確認するため、手続きにはシフト表の提出が必要となる場合があります。

ア. 勤務時間の関係で、どうしても時間内に送迎が困難な場合。

イ. 通院等の関係で、どうしても時間内に送迎が困難な場合。

ウ. 母親の出産等で父親等が送迎するため、時間内に送迎が困難な場合。

※ 特別な事情がある場合は、利用施設までご相談ください。

※ 4か月未満児の保育時間は保育標準時間認定を受けた方であっても、月曜日～土曜日の午前8時30分～午後5時00分までです。それ以外の時間はご利用いただけません。

※ 保育標準時間認定を受けた方でも、保護者のどちらかが勤務がお休みなどの日は、保育短時間でのご利用となります。

【時間外保育：午前7時～午前8時30分、午後4時30分～午後7時00分】



※かすみ保育園・アスクかなでのもり保育園・アスクかなでのもり第二保育園・谷津みのり保育園・菊田みのり保育園・みのりつくしこども園、京進のほいくえんHOPPA津田沼ザ・タワー（平日のみ）は午後8時まで、そらまめ保育園かなでの社は午後9時まで延長保育を実施。（別料金）

- ◆ 第一くるみ幼稚園の時間外保育は午後4時00分から午後6時30分までとなります。



- ◆ ポピンズナーサリースクール イオンモール津田沼の時間外保育は午前7時30分から午前8時30分、午後4時30分から午後7時30分までとなります。



<休日保育>

かすみ保育園は休日保育（日曜保育）を実施しており、認可保育施設に入所中の方はご利用いただけます。認可保育施設に入所後、利用をご希望の際は直接かすみ保育園にお問い合わせください。また、休日保育は別途料金がかかります。



9. 保育料または給食費、その他の費用について

◎0～2歳児クラスの場合

1) 保育料の算定

保育料は、入所児童の認定区分とクラス年齢別に扶養義務者の税額（合算額）をもとに算定します。

<保育料の算定対象者>

原則、保育料は父母の市区町村民税額（市区町村民税所得割額）の合算額から算定します。

ただし、父母とも市区町村民税非課税であり、祖父母と同居している場合は祖父母の税額から算定します。（同居祖父母の税額より算定する場合は、合算額ではなく税額が高い方のみでの算定になります。）

- ・ひとり親家庭の場合は戸籍謄本より保護者が1人という事実を確認し、児童と同居の保護者のみの税額で算定します。
- ・離婚しているが父母ともに児童と同居している場合は、父母の合算額から算定します。
- ・単身赴任世帯は父母の合算額から算出されます。

<税額>

利用月に応じて、前年度市区町村民税額または当年度市区町村民税額から算定します。

下記のとおり、9月分より算定に用いる税額年度が切替わるため、年度途中で保育料が変更となる可能性があります。

利用月	算定基準となる市区町村民税該当年度
4月～8月	令和2年度の市区町村民税により算定（平成31年1月1日～令和元年12月31日の収入）
9月～翌3月	令和3年度の市区町村民税により算定（令和2年1月1日～令和2年12月31日の収入）

- ・税の未申告等で税額が確認できない場合は、暫定的に最高階層区分での保育料算定となります。
- ・市区町村民税課税（非課税）証明書の提出が必要かどうかは、7ページの<状況によって必要な書類>をご確認ください。
- ・住民税申告をされていない方（収入なしの方も含む）は、1月1日時点で住民票があった市区町村の市民税課にて申告手続きが必要となります。
- ・住宅借入金特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除等の税額控除（調整控除を除く）は、保育料算定上、控除の対象にはなりません。（これらを控除する前の税額より算定します。）
- ・政令指定都市より転入された方は、所得割額を本市の税率に適用させた上で算定します。

<多子軽減の対象者>

- ・私立幼稚園・特別支援学校幼稚部・児童発達支援施設等を利用している兄弟がいる場合は、弟妹の保育料について減額を適用しますので、在園証明書等を提出してください。

<ひとり親家庭の寡婦（夫）控除みなし適用について>

- ・婚姻歴のないひとり親家庭の利用者負担額を軽減する制度「寡婦（夫）控除のみなし適用」を実施しております。申請方法等は、こども保育課までお問い合わせください。

2) 保育料の納付について

保育料の納付は、下記のとおり利用される施設によって支払先が異なります。

支払先	利用施設区分
習志野市	習志野市立保育所・習志野市立こども園・私立保育園（市外含む）
利用施設（事業者）	私立こども園・地域型保育事業（小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業）
保育所設置の市区町村	市外の公立保育所・市外の公立こども園

<納付方法>

- ・支払先が習志野市の場合

保育料の納期限は、毎月末日です。（納期限が土日、祝日の場合は翌営業日が納期限です。）

保育料の納付は、原則、口座振替になります。入所承諾決定後、「習志野市口座振替依頼書」に必要事項を記入し、取扱金融機関にて手続きをお願いいたします。（口座振替日は納期限と同様です。）

- ・支払先が習志野市以外の場合

習志野市が決定した保育料を、支払先となる施設の設置者、または各自治体に対してもお知らせします。別途、利用施設（事業者）や自治体からの納入通知等により支払いを行ってください。

<延滞金>

保育料を滞納した場合、完納されるまでの日数に応じて延滞金が加算されることがあります。

また、督促してもなお納付がない場合は、差押え等の滞納処分の対象となりますので、保育料は滞りなくお支払いいただきますようお願いいたします。

生活困窮等により、納付が困難な場合はこども保育課へご相談ください。

※分納や児童手当からの天引きによる納付も可能です。

習志野市保育所保育料徴収基準額表

括弧外が保育標準時間認定の保育料（月額）、括弧内が保育短時間認定の保育料（月額）となります。

◆子どもが複数いる世帯は、第2子の場合「半額」（10円未満切捨て）、第3子以降は「無料」です。

何番目の子であるかのカウントは、下表「子どもの数の算出方法」により判定します（税額により異なります）。

※年齢区分は4月1日時点の年齢です。（単位：円）

階層と市町村民税額		利用者負担（保育料）月額		【多子軽減】 子どもの数の算出方法
階層	定義	年齢区分		
		0歳児～2歳児クラス	3歳児～5歳児クラス	
A	生活保護世帯	0 (0)	保育料無償	所得割額が 57,700円未満 子どもの年齢制限なし
B	非課税世帯	0 (0)		
C1	均等割のみ課税	8,440 (8,290)		
C2	所得割額 48,600円未満	9,660 (9,490)		
D1	所得割額 58,200円未満	12,140 (11,930)		
D2	所得割額 67,900円未満	14,290 (14,040)		所得割額が 57,700円以上 小学校就学前の子どもうち、指定施設※1を利用する子どもの数 ※1 認可保育所、幼稚園、こども園、地域型保育事業（小規模保育事業所等）、特別支援学校幼稚部、児童発達支援施設等
D3	所得割額 77,600円未満	17,180 (16,880)		
D4	所得割額 87,300円未満	23,090 (22,690)		
D5	所得割額 97,000円未満	29,850 (29,340)		
D6	所得割額 121,000円未満	37,210 (36,570)		
D7	所得割額 145,000円未満	40,880 (40,180)		
D8	所得割額 169,000円未満	44,500 (43,740)		
D9	所得割額 195,400円未満	50,070 (49,210)		
D10	所得割額 221,800円未満	56,000 (55,040)		
D11	所得割額 248,200円未満	57,250 (56,270)		
D12	所得割額 274,600円未満	57,570 (56,590)		
D13	所得割額 301,000円未満	57,910 (56,920)		
D14	所得割額 333,000円未満	58,250 (57,250)		
D15	所得割額 365,000円未満	63,850 (62,760)		
D16	所得割額 397,000円未満	65,370 (64,250)		
D17	所得割額 397,000円以上	71,000 (69,790)		

◆低所得のひとり親家庭や在宅障がい児（者）のいる世帯等は、負担軽減後の下表が適用になります。

※下表に該当する世帯の第2子以降の保育料は、無料です。

定義	階層	0歳児～2歳児クラス	3歳児～5歳児クラス	【多子軽減】
上表C1階層である世帯	CH1	3,900 (3,830)	保育料無償	子どもの年齢制限なし
上表C2階層である世帯	CH2	4,450 (4,370)		
上表D1階層である世帯	DH1	5,900 (5,790)		
上表D2階層である世帯	DH2	6,940 (6,820)		
上表D3階層のうち、市町村民税所得割額が77,101円未満である世帯	DH3	8,350 (8,200)		

毎年度4月1日時点の年齢（在籍クラス年齢）を基準に算定します。年度の途中で誕生日を迎えても年齢区分は変わりません。

◎3～5歳児クラスの場合

1) 保育料について

3歳児クラス以上の保育料については無償化となり、給食費のみ、別途お支払いいただくことになります。

2) 給食費について

0～2歳児クラスで、保育料の一部として保護者の皆様が負担してきた給食費については、3～5歳児クラスでは実費徴収となります。

なお、下記の基準に該当すれば、給食費も免除の対象となります。

<給食費の免除対象世帯及び児童の基準>

- ・市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯
- ・ひとり親家庭や在宅障がい児(者)のいる世帯等においては、市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯
- ・お子様が第3子以降の場合(上のお子様が小学校就学前であり、認可保育所、幼稚園、こども園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援施設、企業主導型保育施設等に通所中の場合に限る。)

3) 給食費の金額について

習志野市立保育所及び習志野市立こども園については、265円(1食あたり・平日)又は245円(1食あたり・土曜)となります。

私立保育園、私立こども園及び市外施設の給食費の金額については、各施設へお問い合わせください。

4) 給食費の納付について

保育所給食費の納付は、下記のとおり利用される施設によって支払先が異なります。

支払先	利用施設区分
習志野市	習志野市立保育所・習志野市立こども園
利用施設 (事業者)	私立保育園(市内・市外)・私立こども園(市内・市外)
保育所設置の 市区町村	市外の公立保育所・市外の公立こども園

<納付方法>

- ・支払先が習志野市の場合

当該月分の給食費を、翌月に請求いたします。納期限は翌月末日です。(納期限が土日、祝日の場合は翌営業日が納期限です。)給食費の納付は原則口座振替になります。保育料の口座振替とは別に、新たに口座振替の登録が必要となりますので、「習志野市口座振替依頼書」に必要事項を記入し、取扱金融機関にて手続きをお願いいたします。(口座振替日は納期限と同様です。)

- ・支払先が習志野市以外の場合は各施設へお問い合わせください。

<遅延損害金>

給食費を滞納した場合、完納されるまでの日数に応じて遅延損害金が増加されることがあります。給食費は滞りなくお支払いいただきますようお願いいたします。生活困窮によりお支払いが困難な場合は、分納も可能ですのでこども保育課までお問い合わせください。

◎その他の費用(0～5歳児クラス共通)

保育施設に入所後は、保育料の他に以下の費用が実費でかかります。

- ・制服代(一部施設)
- ・日本スポーツ振興センター災害共済給付契約加入金
- ・遠足等の実費
- ・昼寝用布団、時間外保育のおやつ代 等

保育料以外の費用負担等の詳細については、各施設でご説明いたします。

なお、私立の認可保育施設(こども園含む)では保育料や制服代等の学用品費の他に、上乗せ徴収として別途費用がかかる園があります。費用は各園にて異なりますので、必ず各園に事前にご確認ください。

10. 保育施設のQ & A



1) 入所申込みについて

Q1. 保育施設の希望はいくつまで申込みますか？

- A1. 申込みにあたって、希望施設数に上限はありません。
申込書に書ききれない場合は、任意の用紙に希望順・希望施設・申込児童名を記入の上、ご提出ください。

Q2. 希望保育施設は1カ所のみの方が入所しやすいですか？第2希望の人より、第1希望の人の方が入所しやすいですか？

- A2. 利用調整（入所選考）は、保護者や児童の状況等から保育の必要性を指数化し、指数の高い方より、第1希望から順に希望保育施設への入所が可能かどうか選考します。複数の希望保育施設に入所内定が可能な場合は、より希望順位の高い施設へ入所内定となります。

保育施設ごとの選考ではないため、「1カ所のみ希望だから入りやすい」ということや、「第2希望以降だから不利になる」ということはありません。**希望保育施設は、通いたい順に、通える範囲内でご記入ください。**

Q3. 入所申込みが早いと利用調整（入所選考）の優先度が上がりますか？

- A3. 利用調整（入所選考）に入所申込みの早い遅いは関係ありません。各月の申込期間内において、ご都合の良い日程でお申込みください。

Q4. 令和3年1月～3月と令和3年度4月の入所申込みを併願する場合にはどのように申込みすればいいですか？

- A4. 令和2年度（令和3年3月まで）と令和3年度4月の入所申し込みは申込書等の様式が異なります。**申込書及び同意書はそれぞれの年度の様式**をご用意ください。**その他の様式については全て令和3年度の様式**で省略できます。

なお、令和3年1月～3月の入所申込みの締切日は各入所希望月の前月5日（ただし市役所が休みの場合は前開庁日まで）となり、令和3年度4月入所申込みの締切日とは異なりますので、ご注意ください。

Q5. 求職活動中でも、入所申込みはできますか？

- A5. 市内在住であれば、「求職活動のために保育ができない」という理由での入所申込みも可能ですが、認可外保育施設等を利用するにあたり、『求職中』にて既に給付認定を受けた場合、連続して『求職中』を要件とした入所申込みはできません。また、利用調整（入所選考）において、求職活動中の方は就労中の方に比べ優先度が低くなります。（市外在住の方は申込み不可）

なお、採用内定がとれている場合は、就労証明書を申込み時に提出してください。

また、入所できた場合には、60日以内に就労先を決め、「就労証明書」と「給付認定変更届」を提出していただきます。就労先が決まらない場合は、60日を経過した月末で退所となります。

（例）4月1日入所の場合：5月31日までに就労先を決定し、6月初めまでに就労開始。

Q6. 育児休業中ですが、入所申込みはできますか？

- A6. 育児休業中の場合は、入所月の翌月10日までに復職していただくことを条件に申込みをすることができます（5ページをご覧ください）。

Q7. 育児休業から復職予定で申込みましたが、入園後に元の職場に復職できなかった場合どうなりますか？

- A7. 育児休業中の方は、元の職場への復職を前提に利用調整（入所選考）を行っていますので、入所決定月の翌月10日までに復職できない場合や転職した場合は、**原則として入所承諾決定の取り消し、または保育実施の解除（退所）**となります。事前に職場へ確認の上、申込みください。なお、利用調整（入所選考）に係る条件が変わるため、入所後半年間は転職（派遣元の変更を含む）または、育児短時間の取得以外で勤務日数・時間を減らした場合も、入所承諾取消または退所となる場合があります。

Q8. 育児休業の延長を希望するため（復職予定なし）の入所申込みはできますか？

- A8. 復職予定のない入所申込みは受付ができません。保育所等に入所ができない場合に、育児休業の延長も許容できる場合には、入所申込書の裏面⑦「保護者が育児休業中である場合の利用調整（入所選考）について」の項目に育児休業の延長が許容できる期間をご記入ください。ただし、記入いただいた期間の利用調整は、優先順位が下がります。**（4月1次は選考対象外）**なお、**希望する保育施設に空きがある場合には、入所承諾となります。**
また、育児休業の延長が許容できる期間は、待機期間にカウントされません。

Q9. 育児短時間制度を取得すると入所しにくくなりますか？

A9. 育児短時間等の短縮勤務制度を取得する方（現に取得中も含む）も、短縮前の契約上の勤務日数および勤務時間にて優先度の指数を決定します。そのため、育児短時間制度を取得した場合も、取得しなかった場合に比べて優先度は下がりにません（勤務契約を変更する場合は除きます。）。

Q10. 兄弟姉妹が同時に入所申込みを希望する場合に、どのように申込みをすればよいですか？

A10. 入所申込書の裏面⑥「申込児童の兄弟姉妹について」の項目については、10ページの5）「兄弟姉妹同時申込みの考え方について」をご確認ください。

Q11. 入所保留（不承諾）だった場合、毎月申込みをする必要がありますか？

A11. 入所申込みは年度内有効となります。入所申込書（裏面）⑧1. ①翌月以降も申込みを継続するに☑をした場合には、入所承諾となるまでは毎月継続して利用調整を行います。なお、保護者の保育にあたれない要件がなくなった場合には、自動的に申込み取下げとなり、市から申込み取下げの旨の連絡は致しませんので、ご承知おきください。家庭状況や申込内容が変更となる場合は、入所保留（不承諾）通知に同封されている指定の様式と必要に応じて変更後の要件書類を各月の受付期間中にこども保育課までご提出ください（郵送可です）。状況変更についてご連絡がないまま入所が決定した場合は、入所が取り消される場合があります。

Q12. 保育施設の空き状況はどこで確認できますか？

A12. 年度途中（5月～3月）の空き状況については、毎月25日頃に翌々月の空き状況（受け入れ可能状況）を市ホームページ上で公表しています。4月に関しては、申込受付開始頃に公表いたします。

なお、公表している状況は公表開始時点のものになるため、利用調整時までに変更が生じる可能性があります。市ホームページ上で空きが無い場合でも、急遽空きが生じることで入所案内が可能となる場合があります。

Q13. 保育所の入所申込み時に税の申告をしていなかった場合、入所しにくくなりますか？

A13. 利用調整（入所選考）における保育の必要性の指数が同一となった場合、保護者（父母ともに非課税の場合は同居している祖父母のいずれか税額の高い方）の市民税所得割額がより低い児童を優先することがあります。そのため、住民税の未申告により市民税所得割額が確認できない場合や（非）課税証明書の提出が必要な方にも関わらず未提出の場合には、不利となることがあります。

Q14. 習志野市へ転入予定ですが、習志野市の保育施設への入所申込みはできますか？

A14. 習志野市へ転入予定の方も、保育施設入所申込みができます。

必要な書類は6、7ページの「4. 必要書類」をご確認ください。申込み時点で、住民登録のある市区町村を通して申込手続きをしてください。住民登録のある市区町村から習志野市への申込み書類の送付に時間を要するため、申込締切日の1週間前を目安にお申込みをお願いします。また、習志野市に転入後は、習志野市こども保育課で再度お手続きが必要となります。

Q15. 幼稚園と保育施設の併願はできますか？

A15. 幼稚園と保育施設を併願することは可能です。幼稚園の入園申込みは各幼稚園で行っていただき、保育施設の入所申込みは、こども保育課にて行っていただきます。

Q16. 習志野市外在住（転入予定なし）ですが、習志野市の保育施設への入所申込みはできますか？

A16. 習志野市外在住の方も、保育施設への入所申込みができます。（産明け保育、求職活動中の申込は不可。）

利用調整については、4月は2次選考から、5月以降は市内在住（転入予定含む）の方の利用調整後の選考となります。住民登録のある市区町村の申込書類と、7ページの「状況によって必要となる書類」、「市区町村税（非）課税証明書」をご用意の上、住民登録のある市区町村を通して申込手続きをしてください。住民登録のある市区町村から習志野市への申込み書類の送付に時間を要するため、申込締切日の1週間前を目安にお申込みをお願いします。

Q17. 郵送で令和3年4月の入所申込みをした場合、受付をした旨の連絡はありますか？

A17. 郵送で入所申込みの受付をした場合の習志野市こども保育課からの連絡及び通知は行っておりません。郵便物の到着確認を希望する場合には、郵便物を簡易書留等の追跡可能な郵送方法で送付してください。なお、習志野市こども保育課に到着確認のお電話をいただいても、すぐにお答えができない場合がありますのでご了承ください。

2) 入所後について

Q1. 入所後、別の保育施設へ転所することはできますか？

A1. 転所をご希望される場合は、各保育施設、こども保育課または、市ホームページにあります「転所申込書」を、各月の申込締切日までにこども保育課にご提出ください。

毎月の利用調整（入所選考）時に転所の選考も行います。転所希望先の保育施設に受け入れの余裕がない場合は転所できません。転所希望先の空き状況やその他の申込者の状況によっては、入所後の転所が難しい場合がありますので、ご注意ください。また、転所決定後の転所取消（辞退）はできませんのでご承知おきください。

Q2. 出産にあたり育児休業を取得する場合、既に保育施設に入所している児童は、継続入所できますか？

A2. 入所中のお子さまの年齢や、発達の状況等により「保育施設への継続入所が望ましい」と考えられる場合、保護者の育児休業終了予定日の属する月の翌月末まで継続して入所することができます。

Q3. 他市へ転出するため、転出先の保育施設を申込みたいです。どうすれば良いですか？

A3. 現に習志野市の保育施設に入所中であっても、他市の保育施設の申込みをする場合は、再度入所申込書類を一式そろえて提出していただく必要があります。必要な書類は、5ページに記載の「5）習志野市以外の保育施設を希望する場合（転出も含む）」を確認してください。また、申込み前に必ず転出先の市区町村および習志野市役所こども保育課にご連絡ください。

Q4. 2歳児クラスまでの施設に入所した場合、3歳児クラスに進級する際は、再度申込みが必要になりますか？

A4. 習志野市内に設置されている2歳児クラスまでの施設（菊田第二、本大久保第二、実翔保育園、小規模保育施設）については、進級先の施設を設定し、3歳児クラスになった際の受入先を確保しております。進級先が複数ある場合は入所中の施設を通じて希望をお伺いします。（ただし、保育の必要性が高い方から希望施設を案内するため、ご希望に添えない場合があります。）

各施設の進級先については、別紙「令和3年度 認可保育施設一覧」の施設名欄をご覧ください。

3歳児クラスになる際に、進級先施設以外の保育施設（転所）を進級先として希望することもできますが、進級先に設定された施設以外の施設については、利用調整を行うため、必ずしも保育施設への入所を継続できるとは限りませんので、ご了承ください。

3) その他

Q1. こども保育課に提出をした書類を返却してもらえますか？

A1. こども保育課にご提出いただいた書類は返却できません。控えが必要な場合は、提出前にコピーをお取りください。なお、職場から提出を求められている等の理由で、受付した後の入所申込書の写しが必要な場合は、こども保育課にご連絡ください。

Q2. 就労証明書に社判や代表者の押印がない場合でも、受付してもらえますか？

A2. 原則、社判あるいは代表者の記名、押印をしていただく必要があります（電子押印可）。ただし、在宅勤務等で押印が困難である場合には、押印がない就労証明書と併せて、職場から保護者へ就労証明書の電子媒体を送付する際のメールや封筒等の写しを併せてご提出いただくことで受付可とします。なお、就労証明書の内容について改変を行った場合には、申請内容に虚偽があるものとして入所承諾取消または退所となります。

※上記は、習志野市こども保育課での取り扱いとなります。他市への入所申込みの際には不備書類となる可能性がありますので、予めご了承ください。



↓ 郵送での入所申込みの際にご活用ください

〒275-8601

習志野市鷺沼2-1-1（市庁舎2階）

習志野市役所 こども保育課

入所・入園係 宛

（認可保育施設入所・入園申込書 在中）